厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

飲食店の受動喫煙対策および自治体の取り組みの評価に関する研究

研究分担者 片岡 葵 神戸大学医学研究科未来医学講座分子疫学分野 特命助教
研究分担者 村木 功 筑波大学医学医療系 教授

研究要旨

改正健康増進法全面施行後の飲食店における受動喫煙防止対策および各自治体の取り組みを把握するため、1）都道府県条例に基づく自治体の取組状況の把握、2）兵庫県における飲食店の受動喫煙防止対策の実態把握を行った。

1）自治体に対する調査では、規制のある条例を施行している自治体ほど、喫煙目的施設の把握、飲食店の見回り、営業許可申請時の情報提供や喫煙ルール確認など、飲食店における受動喫煙防止対策の監視を実施している自治体が多かった。

2）兵庫県の施設調査のうち飲食店では、加熱式たばこ専用喫煙室設置不可に関する認知度は令和5年度のみで禁煙状況と関連し、認知している店舗ほど禁煙割合が高かった。また、屋外灰皿設置の有無による禁煙割合の差は令和2年度にみられたが、令和5年度には縮小していた。

以上より、規制のある条例や上乗せ条例に含まれる規制内容の認知・運用が、自治体および飲食店の受動喫煙防止対策と関連する可能性が示唆された。今後は、飲食店での受動喫煙防止対策の促進に向けて、都道府県単位・市区町村単位での独自条例や関連施策、条例内容の周知や指導機会の実態も含めて検討していく必要がある。

A. 研究目的

令和 2 年 4 月 1 日より改正健康増進法が施行され、飲食店は「原則屋内全面禁煙」となった。しかし、施行された法律は、世界たばこ枠組み条約の内容より規制が緩やかであり、屋内での喫煙可能な飲食店が例外的に存在する。そのため、本邦の飲食店における受動喫煙防止対策がどの程度進むかは、飲食店の判断や管轄自治体の対応に左右される。

法律施行に加え、都道府県によっては独自に受動喫煙に関する条例を施行している。一部の自治体では、法律の規制に上乗せをした規制が制定され、より厳しい規制となっている。例えば、改正健康増進法と同時に施行された東京都受動喫煙防止条例では、標識の掲示により屋内の喫煙が可能となる既存特定飲食提供施設の条件について、国の定める条件①2020 年 4 月 1 日時点で既に営業していること、②客席面積 100m2 以下、③個人又は中小企業:資本金又は出資の総額 5000 万円以下、の 3 条件に加え、④従業員がいないこと（同居親族は除く）が定められている。

このように、本邦の飲食店における受動喫煙対策は、自治体独自の条例により規制内容に違いが生じている。さらに国の法律は規制内容や罰則など定めているものの、その取り締まりや受動喫煙対策の実態把握については、担当部署やその方法について定めておらず、自治体の判断に委ねられている。そのため、各自治体の条例の違いやより規制が厳しい条例の効果、自治体ごとの対応の違いを踏まえた、飲食店の受動喫煙対策の実態を把

握することが、今後の飲食店の受動喫煙対策の推進には重要である。

そこで、本研究では 2 つの研究を行うこととした。まず、令和 6 年度に本研究班が調査を行った各自治体の飲食店の受動喫煙対策に関する取り組み、およびその課題について、各自治体の受動喫煙に関する条例の違いに基づいた実態把握を行う。次に、国の法律より規制が厳しい条例を有する兵庫県において、県が実施している受動喫煙対策の施設調査をもとに、飲食店が実施する受動喫煙対策や条例の認知度を明らかにする。

B. 研究方法

１）各都道府県条例に基づく「自治体における飲食店の受動喫煙防止対策促進の取り組み状況」の実態把握

１．使用したデータ

令和6年度に都道府県および保健所を対象に実施した「自治体における飲食店の受動喫煙防止対策促進の取り組み状況調査」のデータを使用した。使用調査項目は、喫煙可能室設置届出に関する項目（届出時確認事項）、喫煙目的施設の指導状況に関する項目（所在の把握、指導に関する課題、指導に必要な情報）、その他受動喫煙対策の実施状況に関する項目（営業許可申請・更新時に実施する取り組み、飲食店の見回り、苦情・相談の頻度、苦情・相談への対応、苦情・相談を受けることが多い施設、周知方法）とした。

２．都道府県ごとの条例の実態整理

各都道府県のホームページ・例規集より受動喫煙対策ならびに路上喫煙防止に関する情報を収集し、条例の有無ならびに条例による規制の有無を把握した。なお、他の条例に条文として受動喫煙対策や路上喫煙防止に関する内容が含まれるものについては条例ありとみなした。

３．条例ならびに規制の有無による各自治体の受動喫煙対策に関する取り組み状況の違いの把握

各項目の全国値は、都道府県別に算出した該当割合の平均として算出した。また、２で把握した各都道府県における受動喫煙対策に関する条例ならびに規制の有無に基づき、各都道府県を「条例なし」「条例あり：規制なし」「条例あり：規制あり」の3カテゴリーに分類した。そして各項目について、カテゴリーごとに都道府県別該当割合の平均を算出した。さらにカテゴリー間の比較を、都道府県別割合を用いたKruskal-Wallis検定より実施した。

２）「受動喫煙防止等に関する条例」実態調査（施設調査）：飲食店における実態把握

１．使用したデータ

兵庫県が3年ごとに実施する「受動喫煙防止等に関する条例」実態調査（施設調査）のデータのうち飲食店に関するデータについて、令和2年度分（令和3年2-3月に実施）、令和5年度分（令和5年10-11月に実施）を使用した。

調査対象施設は単純無作為抽出によって選定され、令和2年度分は1,700店舗（28,510店舗中）、令和5年度は1,334店舗（22,051店舗中）に対して調査が実施された。回答数は令和2年度分で481店舗（回収率28.3%）、令和5年度分で454店舗（回収率34.0%）である。

使用調査項目は、施設特性（業種、客層、アルコール提供、客席数、従業員数、客席面積、屋内喫煙環境）、条例関連・対策（条例の認知度、上乗せ条例：加熱式たばこ専用喫煙室設置不可の認知度、標識等の表示、屋外の灰皿設置）とした。

２．施設特性や認知度・対策の違いによる屋内喫煙環境の実態把握

繰り返し横断研究のデザインを用いて、調査年ごとに、各項目における屋内喫煙環境（禁煙／分煙・喫煙可能）の割合をクロス集計より算出し、さらにカイ二乗検定を行った。

（倫理面への配慮）

本研究は、傷病や医療、ゲノム等を対象としておらず、人を対象とする生命科学・医学系研究に該当しないことから、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適応外の研究である。ただし、個別店舗情報については、パスワード設定、セキュリティソフトの導入など適切なセキュリティ対策を行ったパソコンにて取り扱い、本研究により不利益が生じないように配慮して実施した。

C. 研究結果

<u>各都道府県条例に基づく「自治体における飲食店の受動喫煙防止対策促進の取り組み状況」の実態把握</u>

受動喫煙対策に関する条例は14都道府県で施行され、うち7道県（北海道、青森県、秋田県、山形県、福島県、岡山県、山口県）が規制なし、7都府県（埼玉県、東京都、静岡県、大阪府、兵庫県、広島県）が規制ありであった。また路上喫煙防止に関する条例は5府県で施行され、うち3府県（福島県、大阪府、広島県）が規制なし、2県（兵庫県、長崎県）が規制ありであった（表1-1）。

各自治体の飲食店に対する受動喫煙対策に関する取り組みは、条例の施行・規制の有無によって違いが見られた。喫煙目的施設の所在の把握なしの割合は条例なしで77.5%、条例あり：規制なしで73.7%、条例あり：規制ありで46.3%であった。喫煙目的施設の指導状況では喫煙目的施設への指導上の課題として、主食の定義の曖昧さを挙げた割合は条例なしで17.4%、条例あり：規制なしで17.9%、条例あり：規制ありで44.4%、主たる目的の定義の曖昧さを挙げた割合はそれぞれ17.9%、23.3%、44.9%であった（表1-3）。営業許可申請時または更新時に実施している取り組みでは、窓口での喫煙ルールの書面確認を行っている割合は条例なしで8.7%、条例あり：規制なしで9.9%、条例あり：規制ありで19.7%、窓口での情報提供を資料配布で実施している割合はそれぞれ33.6%、37.7%、54.9%、現況確認時の標識確認を行っている割合はそれぞれ6.7%、5.5%、18.6%であった（表1-4）。苦情相談対応では、飲食店の見回りを以前もしくは定期的に実施している割合は条例なしで15.6%、条例あり：規制なしで17.3%、条例あり：規制ありで37.1%、苦情・相談件数が月1件未満の割合はそれぞれ81.4%、92.1%、47.2%であった（表1-5）。周知方法として、都道府県のホームページに掲載している割合は条例なしで45.6%、条例あり：規制なしで66.5%、条例あり：規制ありで42.8%であり、都道府県のホームページでの動画配信ありの割合はそれぞれ0.9%、22.9%、11.1%であった（表1-6）。

<u>「受動喫煙防止等に関する条例」実態調査（施設調査）：飲食店における実態把握</u>

令和2年度調査、令和5年度調査の両方で、屋内の喫煙環境に統計学的に有意な違いが見られた項目は、業種・客層・客席数・従業員数・客席面積と施設特性に関する項目であった。反対に、令和2年度調査、令和5年度調査の両方で、屋内の喫煙環境に統計学的に有意な違いが見られなかった項目は、アルコール提供、条例の認知度、ステッカー等の表示であった（表2-1、2-2）。

また、令和2年度調査と令和5年度調査で結果が異なった項目は、加熱式たばこ専用喫煙室設置不可の認知度と屋外の灰皿の設置に関する項目であった。加熱式たばこ専用喫煙室設置不可の認知度については令和5年度のみで有意差が認められ、禁煙店舗の割合は「知っている」店舗では72.4%、「規制内容は初めて知った」店舗では60.5%、「条例を初めて知った」店舗では57.7%であった。屋外の灰皿設置については令和2年度のみ有意差が認められ、禁煙店舗の割合は「設置あり」で77.4%、「設置なし」で53.7%であった（表2-2）。

D. 考察

１）各都道府県条例に基づく「自治体における飲食店の受動喫煙防止対策促進の取り組み状況」の実態把握

条例を制定していない自治体や規制のない条例を制定している自治体と比べて、規制のある条例を制定している自治体では、喫煙目的室の把握や飲食店の見回り、営業許可申請という自治体と飲食店営業者が対面で接触できる場面で、飲食店における受動喫煙対策の監視に取り組んでいる自治体が多いことが明らかとなった。これらの結果から、規制のある条例の存在や、規制のある条例制定に至る首長および議会の姿勢は、飲食店の受動喫煙対策に関する自治体の取り組みをより促す可能性が示唆された。しかしながら、新規営業許可申請・更新申請は、条例の有無・規制の有無を問わず「実施していない」の割合が高かった。これは、営業許可申請は食品衛生部門が所管し、受動喫煙防止対策は保健部門が所管することが多いという保健所の実態を反映した結果と考えられる[2]。私たちは、インターネット調査により、保健所における喫煙環境の確認や情報提供が飲食店の法令遵守を促す可能性について報告している[3]。自治体担当者と飲食店営業者が直接接触できる場面であることから、飲食店の受動喫煙対策の促進に向けて、各自治体はこの場面を有効に活用することが望ましいと考える。

また、規制のある条例を制定している自治体では、喫煙目的施設への指導上の課題として、「主食の定義の曖昧さ」「主たる目的の定義の曖昧さ」により課題感を感じていた。喫煙目的施設における「主食の定義」「主たる目的の定義」の曖昧さは令和7年度より厚生労働省で開催されている受動喫煙対策専門委員会でも議論に挙がっている[1]。実際に指導にあたる自治体からも課題として挙げられていることから、この曖昧さが喫煙目的施設の把握や指導のしづらさを誘発している可能性がある。

受動喫煙対策に関する条例に加えて、路上喫煙の防止に関する条例が都道府県だけでなく、市区町村単位で近年施行されている。今年度の検討では都道府県単位に着目して飲食店の受動喫煙対策に関する自治体の取組の実態を整理した。今後は市区町村単位での独自条例や関連施策の状況なども含め、どのような制度的背景が自治体の取組と関連するのかを、より詳細に検討していく必要がある。

２）「受動喫煙防止等に関する条例」実態調査（施設調査）：飲食店における実態把握

兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」は平成25年4月に施行され、その後平成31年3月19日に改正が行われた[4]。改正健康増進法と異なる点としては、既存特定飲食提供施設の条件に「妊婦の立ち入り禁止」があること、加熱式たばこ専用喫煙室の設置を認めていないこと、禁煙・分煙・喫煙を問わない標識の掲示義務を課していることである。本研究では令和5年度において、加熱式たばこ専用喫煙室設置不可に関する認知度の違いが、禁煙店の分煙・喫煙可能店の間で観察され、当該規制を認知しているほど禁煙割合が高かった。この結果から、条例改正後の制度内容の周知や理解の浸透に伴い、県独自の規制内容が飲食店の禁煙状況と関連しうる可能性が示唆された。

また、兵庫県の条例では、施行当初より屋外喫煙区域や喫煙器具等に関する措置が定められており、建物や店舗入口周辺、道路に面した場所など、人が往来する場所への吸い殻入れの設置はできないとされている[2]。本研究では令和2年度では灰皿を置いている飲食店での禁煙割合が77.4%であり、置いていない飲食店での53.7%より高かった。一方令和5年度では、灰皿を置いている飲食店での禁煙割合は68.7%、置いていない飲食店では64.2%と両群の差は縮小している。これらの結果は屋外灰皿の設置に関する条例内容の周知が進む中で、屋内を禁煙としつつ屋外に灰皿を設置するという

運用が、令和5年度には令和2年度ほど見られなくなってきた可能性を示唆している。

兵庫県が実施した調査より、改正健康増進法と異なる条例内容の存在が、飲食店における受動喫煙防止対策と関連する可能性が示された。兵庫県では3年おきに当該調査を実施している。今後、上乗せ条例の内容と飲食店の受動喫煙防止対策との関連を経時的にモニタリングし、その有効性を示していくことが必要である。また当該調査は飲食店だけでなく第一種・二種・三種と幅広い施設を対象に調査を実施している。そのため飲食店とあわせて、受動喫煙の被害にあいやすいとされる施設での実態把握を行う必要がある。

E. 結論

自治体を対象に行った飲食店の受動喫煙防止対策への対応に関する調査、および上乗せ条例が存在する兵庫県が実施している飲食店での受動喫煙防止対策に関する調査から、自治体・飲食店それぞれでの受動喫煙防止対策の実態を明らかにした。これより、規制のある受動喫煙防止対策に関する条例を施行している自治体ほど、より飲食店の受動喫煙防止対策に関する対応を実施していることが明らかとなった。

また、兵庫県においては、上乗せ条例に含まれる規制内容の認知や運用が、飲食店の禁煙・分煙／喫煙の状況と関連する可能性が示された。今後、都道府県単位の把握に加え、市区町村単位での独自条例や関連施策、さらに、条例内容の周知や指導機会の実態も踏まえ、それらが自治体の取組や飲食店の受動喫煙防止対策とどのように関連するのかを検討していく必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1．論文発表（本研究に関連するもの）

なし

2．学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1．特許取得

なし

2．実用新案登録

なし

3．その他

なし

<文献>

1) 厚生労働省. 受動喫煙対策専門委員会. https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127752_00008.html

2) 日本公衆衛生協会. 2020年度地域保健総合推進事業「保健所における喫煙対策の現状と課題～改正健康増進法への対応～」報告書. https://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_r02_09.pdf

3) 村木功, 片岡葵, 伊藤ゆり, 片野田耕太. 飲食店における受動喫煙防止対策に関する情報収集，法令理解度および保健所での対応と法令遵守に関連する検討：飲食店経営者インターネット調査.日本公衆衛生雑誌.2026.J-STAGE早期公開.

4) 兵庫県. 受動喫煙の防止等に関する条例. https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/zyudoukituenkaiseizyourei.html

表1-1. 都道府県独自の条例制定・規制の有無

	なし	あり	
		規制なし	規制あり
受動喫煙対策	33	7	7
路上喫煙防止	42	3	2

表1-2.喫煙可能室設置届出時に行う要件確認

	全体	条例なし	条例あり：規制なし	条例あり：規制あり	*p*
喫煙可能室設置届出での要件確認範囲					
客席面積	29.7	26.1	42.2	34.2	
資本金	17.3	14.1	32.4	17.2	

†: $p < 0.1$

*: $p < 0.05$

**: $p < 0.01$

表1-3.喫煙目的施設に関する対応

	全体	条例なし	条例あり：規制なし	条例あり：規制あり	*p*
喫煙目的施設の所在把握方法					
監視指導	3.52	2.70	4.10	6.80	†
見回り	5.68	5.02	0.00	14.5	†
把握なし	72.3	77.5	73.7	46.3	*
その他	17.5	13.8	20.8	31.6	*
喫煙目的施設への指導上の課題					
違法状態の確認ができない	25.5	24.1	28.9	28.7	
見回り時が営業時間前	16.7	14.9	18.8	23.4	
対象店舗が多い	8.36	7.49	9.54	11.3	
主食定義の曖昧さ	21.5	17.4	17.9	44.4	**
営業定義の曖昧さ	22.7	17.9	23.3	44.9	**
特になし	27.4	30.1	33.1	9.19	**
その他	26.7	26.4	27.7	26.7	
喫煙目的施設への指導の実効性強化に必要な情報					
提供サービス	59.1	59.1	54.9	63.3	
たばこ販売許可	66.3	65.1	74.5	63.8	
たばこ販売実態	37.9	37.2	39.2	40.1	
食事の提供内容	49.4	46.1	52.8	61.3	
その他	11.3	10.1	13.4	15.1	

†: $p < 0.1$
*: $p < 0.05$
**: $p < 0.01$

表1-4.営業許可申請時における対応

	全体	条例なし	条例あり：規制なし	条例あり：規制あり	*p*
営業許可窓口でのルール確認					
実施なし	71.9	74.5	70.0	61.7	
書面確認	10.5	8.7	9.9	19.7	**
口頭確認	13.6	12.4	15.2	17.7	
その他	5.73	5.55	5.52	6.78	
営業許可窓口での情報提供					
実施なし	54.2	58.4	49.9	38.5	†
口頭での案内	16.3	15.1	18.1	20.5	
資料の配布	37.4	33.6	37.7	54.9	*
現況確認時の対応					
実施なし	84.7	86.4	87.2	74.3	
喫煙ルール確認	8.03	7.83	3.64	13.4	
標識の確認	8.30	6.71	5.48	18.6	*
喫煙設備の確認	7.69	6.93	4.10	14.9	†

†: $p < 0.1$

*: $p < 0.05$

**: $p < 0.01$

表1-5.苦情・相談に関する対応

	全体	条例なし	条例あり：規制なし	条例あり：規制あり	*p*
飲食店の見回り					
以前／定期的に実施	19.0	15.6	17.3	37.1	*
住民からの苦情・相談					
月１件未満	77.9	81.4	92.1	47.2	**
住民の苦情・相談への対応					
特に対応しない	0.0	0.0	0.0	0.0	
頻度の多い事例に対応する	15.5	17.7	7.00	13.6	†
違法性の高い事例に対応する	24.0	26.4	13.2	23.5	
その他	75.8	71.3	86.3	86.4	**

†: $p < 0.1$

*: $p < 0.05$

**: $p < 0.01$

表1-6.受動喫煙対策に関する周知方法

	全体	条例なし	条例あり：規制なし	条例あり：規制あり	*p*
都道府県庁舎・市庁舎内でのポスター掲示	54.6	51.8	68.8	53.7	
保健所内でのポスター掲示	89.7	90.4	92.8	83.1	†
飲食店街でのポスター掲示	4.93	4.69	6.18	4.78	
都道府県ホームページでの掲載	48.3	45.6	66.5	42.8	*
都道府県ホームページでの動画配信	5.70	0.89	22.9	11.1	**
テレビCM	0.30	0.43	0.0	0.0	
飲食店へのリーフレット等の配布	53.7	49.8	56.7	68.9	
市町村広報誌への特集記事掲載依頼	12.1	12.5	7.1	15.4	
SNSの活用	15.6	11.9	33.4	15.3	
その他	44.7	43.8	45.6	48.4	

†: $p < 0.1$

*: $p < 0.05$

**: $p < 0.01$

表2-1. 飲食店の施設特性と屋内喫煙環境の関連：令和2年度・令和5年度

	令和２年度					令和５年度				
	禁煙		分煙・喫煙		*p*	禁煙		分煙・喫煙		*p*
	n	%	n	%		n	%	n	%	
業種										
酒類提供	37	31.4	81	68.6	**	23	26.7	63	73.3	**
主食提供	233	71.5	94	28.5		266	73.9	94	26.1	
客層										
成人男性	20	41.7	28	58.9		26	51.0	25	49.0	
成人女性	17	100	0	0		30	93.8	2	6.25	
成人男女混合	176	55.7	140	44.3	**	183	59.8	123	40.2	**
子どもを含む家族	54	90	6	10		46	86.8	7	13.2	
20歳未満の方	0	0	0	0		2	100	0	0	
アルコール提供										
あり	225	60.6	146	39.4		220	63.0	129	37.0	
なし	43	59.7	29	40.3		63	71.6	25	28.4	
客席数										
30席未満	181	54.8	149	45.2	**	180	58.8	126	41.2	**
30席以上	90	78.3	25	21.7		105	77.2	31	22.8	
従業員数										
10名以上	59	84.3	11	15.7		67	79.8	17	20.2	
５名以上10名未満	37	68.5	17	31.5	**	48	72.7	18	27.3	**
１名以上４名未満	83	58.9	58	41.1		88	62.9	52	37.1	
０名（本人もしくは家族のみ）	88	49.7	89	50.3		83	55.0	68	45.0	
客席面積										
30㎡（約16畳）未満	87	47.3	97	52.7	**	100	53.2	88	46.8	**
30㎡（約16畳）以上	178	69.5	78	30.5		183	73.8	65	26.2	

†: $p < 0.1$

*: $p < 0.05$

**: $p < 0.01$

表2-2.各飲食店の条例の認知度や対策と屋内喫煙環境の関連：令和2年度・令和5年度

	令和２年度					令和５年度				
	禁煙		分煙・喫煙		*p*	禁煙		分煙・喫煙		*p*
	n	%	n	%		n	%	n	%	
条例の認知度										
知っている	175	58.9	122	41.1		186	65.5	98	34.5	
規制内容は初めて知った	84	65.6	44	34.4		80	66.1	41	33.9	
条例を初めて知った	7	43.8	9	56.2		17	53.1	15	46.9	
加熱式専用喫煙室設置不可に関する認知度										
知っている	138	64.2	77	35.8		139	72.4	53	27.6	
規制内容は初めて知った	82	62.1	50	37.9		69	60.5	45	39.5	*
条例を初めて知った	48	51.1	46	48.9		71	57.7	52	42.3	
ステッカー等表示										
表示している	216	60.7	140	39.3		201	64.4	111	35.6	
表示していない	51	60	34	40		80	66.1	41	33.9	
屋外の灰皿										
置いている	96	77.4	28	22.6	**	57	68.7	26	31.3	
置いていない	166	53.7	143	46.3		217	64.2	121	35.8	

†: $p < 0.1$

*: $p < 0.05$

**: $p < 0.01$